

すこやかな 未来をはぐくむ 長与町



長与町町制施行 50 周年記念 ロゴマークとキャッチフレーズを ご活用ください！

長与町の町制施行 50 周年を町内外に広く PR するため、記念事業のシンボルとなるロゴマークとキャッチフレーズを決定しました。

幅広くご活用いただき、一緒に長与町の 50 周年を盛り上げていきましょう！

■使用方法

使用申請書に完成見本または使用状況が確認できる書類を添えて、政策企画課へ提出してください。申請受付後、町より承認の可否を通知します。

※使用にあたっては、必ず使用要綱・使用マニュアルをご確認ください。

※商品に使用される場合は事前にご相談ください。

■申請を必要としないもの

- ・新聞、テレビ、雑誌などが報道の目的のために使用する場合
- ・個人が営利を目的とせず、個人的、家庭内など限られた範囲内で使用する場合
- ・個人が営利を目的とせず発信するブログ、SNSなどで使用する場合

■使用期間 平成 31 年 12 月 31 日まで

【問い合わせ】長与町役場政策企画課 TEL.095-801-5661 (直通)

詳しくは
長与町 50 周年記念サイト
<http://www.nagayo50.jp>
をご確認ください！



ロゴマーク・キャッチフレーズの取り扱いについて

■権利の帰属

ロゴマーク・キャッチフレーズに関する著作権その他一切の権利は、長与町に帰属します。

■使用判定基準

ロゴマーク・キャッチフレーズの使用の可否は次の基準で判定します。

- ① その使用が、町制施行50周年及びロゴマーク等の普及を図ることにより、町全体として、その気運を高め、郷土への誇りと愛着を醸成するという目的に合致していること。
- ② その使用が、本町の信用又は品位を傷つけないこと。
- ③ その使用が、第三者に不利益又は損害を与えないこと。
- ④ その使用が、法令又は公序良俗に反しないこと。
- ⑤ その使用が、特定の政治、思想又は宗教等の活動に利用されないこと。
- ⑥ その使用が、長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者による申請でない、又はそれらの者の利益にならないこと。

■使用に伴うその他注意事項

【ロゴマークに係る基準】

- ① 指定基準色以外の色を使用しないこと。ただし、単色又はその濃淡表現による着色は、この限りでない。
- ② ロゴマークの縦横比を変更しないこと。
- ③ ロゴマークの天地左右に従い、これを水平に配置すること。
- ④ ロゴマークの前面に文字、図形その他の意匠を重ねないこと。
- ⑤ ロゴマークの地部分を透過処理して使用する場合は、当該透過処理部分にロゴマークが識別されにくい背景を重ねないこと。
- ⑥ ロゴマークの全部又は一部を変更し、若しくは消去し、又はその配置構成を変更しないこと。

【ロゴマークとキャッチフレーズに係る基準】

- ① 原則としてロゴマーク及びキャッチフレーズが、一体的に併記され、又は表示されていること。
- ② 判読できる程度の大きさ及び配置で記載され、又は表示されていること。

■ロゴマーク・キャッチフレーズの使用例

包装紙、ウェブサイト、ポスター、パンフレット、新聞雑誌、啓発品など

■ロゴマークデータのダウンロード

4色カラーバージョン及びモノクロバージョン（いずれもJPEGデータ、PNGデータ）を長与町50周年記念サイト（<http://www.nagayo50.jp>）からダウンロードできます。

【問い合わせ】長与町役場政策企画課 町制施行50周年記念事業担当

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話 095-801-5661（直通）※平日8時45分から17時30分 メール kikaku@nagayo.jp